平成29年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成29年6月15日(木)午後3時 我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番	嶺	岸	勝	志			2番	成	島	訪	戊
3番	大	炊	三村	支子			4番	中	野	岩	É
5番	大	井	栄	_			6番	根	本	博	卓
7番	田	村	星	寿			8番	宮ク	、保	肜	斧
9番	\equiv	須	澅			1	0番	須	藤	喜-	一包

4. 出席事務局職員

 局長
 渡辺
 埋男

 次長
 成嶋
 文夫

 庶務係長
 富塚
 隆則

 農地係長
 鈴木光

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第3号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価及び 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する 専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する 専決処分について 報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について(農地法第5条)

三須清一会長 ただ今から平成29年第6回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立 しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

3番 大炊三枝子委員

4番 中野栄委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号は「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」です。

議案第2号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。申請件数は新規の賃 借権設定が1件、賃借権の再設定が1件の計2件です。

議案第3号は「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」です。 以上です。

三須清一会長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページを開いてください。

平成 29 年4月 13 日開催の総会において許可決定したものの計画変更の承認申請です。整理番号1の計画変更の内容は、近隣住民からの要望に対応し、北側及び西側に緩衝帯を設けることに伴い、太陽光パネルの枚数を 580 枚から 320 枚に、事業費を〇,〇〇〇万円から〇,〇〇〇万円に、工事期間を平成 29 年6月1日から平成 29 年7月末日を平成 29 年8月1日から平成 29 年9月末日に変更するものです。

説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手

をお願いします。

(なし)

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。 賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は承認されました。

続いて、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤 強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)に ついて決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年6月15日、 我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は9ページからとなります。新規の賃借権設定が1件、貸借権の再設定が1件 です。

整理番号1の設定農地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は 1,180m²です。借受者は〇〇〇の農業者です。賃借料は全面積に対して年額〇万〇,〇〇〇円です。期間は3年間です。

以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 整理番号1の借受者の経営面積は、借受地が約34アールです。農業従事日数は本人が年間280日で、妻が50日です。トラクター1台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号2の借受者の経営面積は借受地を含め、約 1.96 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 300 日、社員の一人が 260 日、社員二人がそれぞれ 300 日です。トラクター1 台を初め、農業機械を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1及び2の計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1及び2を原案どおり決定することとしました。 続いて、議案第3号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。

5月の総会終了後にも説明しましたが、平成 28 年4月に施行された改正農業委員会法 第 37 条で、農業委員会における事務の実施状況について毎年度インターネットその他の 方法で公表することが義務付けられました。

農業委員会法の背景にあった「農業委員会が行っている活動が農業者などになかなか見えていない」という反省の下、一定のルールに基づいて活動状況を公表して透明化を図るとされたものです。従前は農水省の通知によるものでしたが、平成 28 年度からは農業委員会法の中に明記されました。

また、農地法第 52 条でも農業委員会はその所掌事務を的確に行うため、農地の保有及 び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行う ことが義務付けられています。

この情報提供の公表に当たっては農水省が通知で様式を示しています。毎年度の初めに「目標及びその達成に向けた活動計画」を決め、実施した活動については年度の終了後に「目標及びその達成に向けた活動点検・評価」を行って、それをしっかり公表していくというものです。

我孫子市の農業委員会でも法令に基づいて適切に情報の公表を行っていく必要があります。様式についても基本的にこの農水省の様式を運用していくことが適当と考えます。

具体的には、先般「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」と「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」並びに「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)」と「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)」をお送りし、ご意見があれば6月7日までにお寄せいただくようお願いしました。なかなか要領がつかめなかったと思いますが、特に委員からのご意見がありませんでした。その素案を基に数値の再チェックを行い、農政課の事務事業計画との調整を図った上で今回の議案とさせていただきました。

では、議案内容についてご説明しますが「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」と「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」については農業委員会が新体制に移行した中で初めて処理する案件が数多くあった状況から、事務局の方で調整し、県を通して農水省に提出させていただいておりました。本来なら農業委員会で議論していただくことが適当と思いますが、現時点では事後確認ということでご了承いただきたいと思います。

本日配布の資料で平成28年度の点検・評価の資料をご覧ください。

まず「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)」です。 I の「農業委員会の状況」は平成 27 年度末時点の状況です。

Iの1では各表の※印の注釈に従い、数値を入れております。先ほどの「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の数値と違う箇所もありますが「平成 28 年度活動計画」で引用していた数値に誤りがあった箇所がありましたので、今回のものは修正を加えております。

続いて、Iの2の「農業委員会の現在の体制」は年度途中で切り替わった場合は新旧いずれも記載する様式となっていますので、記載のとおり新旧双方の数値を入れています。 次にIIの「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

 Π の 1 では現状と実績の数値を、 Π の 3 と 4 では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、Ⅲの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

Ⅲの1では現状と実績の数値を、Ⅲの3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、IVの「遊休農地に関する措置に関する評価」です。

IVの1では現状と実績の数値を、IVの3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。補足しますと、遊休農地の解消については、新体制に移行した平成28年度当初に3年の任期期間に係る「農地利用の適正化に関する

指針」で目標値を決めましたが、単年度 0.5 ヘクタールの目標を超過達成しています。 次に、Vの「違反転用への適正な対応」です。

これもIVまでと同様に、Vの1では現状と実績の数値を、Vの3では活動計画に対する 実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

これも補足しますが、我孫子市の違反転用案件への対応は、現在、新規違反への対応は 機敏に行って速やかに是正するよう取り組んでおりますが、県から権限が移譲される以前 からの古い違反案件を初めとした困難案件については十分な対応がされてきておりません。

これまで違反転用面積の現状は2~クタールだという数値を基に 28 年度に是正対処した数値を差し引いて残面積としておりましたが、7月以降の農地パトロール等を通じて改めて農業委員会全体の取り組みとして対処していけたらよいと考えています。この面積も精査して、異動があることも念頭に置いておいていただければと思います。

次に、VIの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。

VIの1では「農地法3条に基づく許可事務」についての実績を、VIの2では「農地転用に関する事務」についての実績を記入しています。「農地転用に関する事務」に関しては農水省の様式では(意見を付して知事への送付)の案件を記入するようにとなっていますが、我孫子市は権限移譲を受けていますので、このカッコ書きを(意見を付して知事への送付を含む)として作成しています。

なお、このVIでは標準処理期間について、3条許可に関しては申請書受理から「30日」、農地転用許可に関しては「45日」としてきましたが、受付から決定に至るサイクルが29年度から変更になったことと我孫子市が権限移譲市であること等を踏まえ、この際、精査して期間を決める必要があると思われます。

29 年度は3条許可も4条、5条許可も毎月21日から25日までを受付期間としています。翌月の15日までには総会を開催し、農業会議に諮問する場合でも常設会議は16日までには開催されますので、それを受けて許可を行う場合でも申請受付からおおむね1ヶ月以内には許可書の交付ができています。

以上を踏まえて、29 年度からは我孫子市農業委員会の許可に係る事務の標準処理期間については、3条許可に関しては申請書の受理から「30 日」、農地転用許可に関してはネットワーク機構の千葉県農業会議への諮問案件となる場合を含めて申請書の受理から「30日」としたいと思いますが、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

続いて、VIの3では「農地所有適格法人からの報告への対応」を記入しています。三つの法人が対象になります。28 年度は法令に基づく報告書の提出がすべて督促後に行われました。

なお、適格法人人数は、平成 29 年 2 月の総会で株式会社歩屋さんが資格を取得しましたので、1 番上の数字は 4 になります。

続いて、VIの4では「情報提供等」を記入しています。農地の賃借料情報と権利移動等の情報の提供、農地台帳の整備状況について記入しています。

次のVIIは「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」で、特段の意見募集を行う方法ではありませんが、日ごろの活動の中で寄せられた意見等があればその内容と対処内容を記載するものです。特には寄せられていないと思われますので「特になし」として記入しています。

最後にWIでは、「総会後の議事録の公表」についてはHPで公表していること、農地等利用最適化推進施策の改善については意見提出がなかったこと、活動計画の点検・評価はHPに公表しているものとして記入しています。今回は総会で決定され次第、速やかにHPにアップするとともに、県を通して農水省に報告することになります。

次に「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」です。別の資料になります。 Iの「農業委員会の状況」は平成 28 年度末時点の状況です。

Iの1では先ほどの「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の数値と違う箇所もあります。耕地面積は農水省が公表している耕地及び作付面積統計の数値が 10 ヘクタール減って、1,240 ヘクタールとなっています。遊休農地面積は平成 28 年度の実績を差し引いた数値になっています。農地台帳面積は平成 28 年度末時点の台帳面積を記入しています。

Iの2では 28 年度末は既に新体制への移行が完了していますので、新体制のみ記入しています。

次に、Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

IIの1では現状と課題を、IIの2では目標と活動計画を記入しています。数値は農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、Ⅲの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

Ⅲの1では現状と課題を、Ⅲの2では目標と活動計画を記入しています。これも数値は 農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、IVの「遊休農地に関する措置」です。

IVの1では現状と課題を、IVの2では目標と活動計画を記入しています。これは農政課とも調整しながら、農業委員会が決めた3年で1.5へクタール解消という最適化推進指針を基に堅実に0.5へクタールの解消を目標値としました。

最後に、Vの「違反転用への適正な対応」です。

これもVの1では現状と課題を、Vの2では活動計画を記入していますが、数値は点 検・評価後の残面積を基本としつつ、具体的な案件の確認と実践的な是正対応については パトロール等を行いながら協議して詰めていきたいと思います。

長くなりましたが説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ただ今事務局から長々と説明してもらいましたが、理解できましたでしょうか。何かちょっと引っ掛かる面がありましたら。

(意見なし)

事務局が整理したものでよろしいですか。

(はいの声)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決します。原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり決定することとしました。

以上で審議案件についてはすべて終了いたしました。

根本調査会長は自席にお戻りください。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、6件受理しました。転用目的・事由は宅地が4件、駐車場が1件、公衆用道路が1件です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計3件受理しました。転用目的・事由は3件とも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、 事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第3号は4月の総会の審議案件で「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」です。農地法第5条関係の4件を諮問したところ、平成29年5月16日に許可相当と議決され、回答がありました。

報告は以上です。

三須清一会長 報告第 1 号から 3 号まで、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。 これをもちまして、我孫子市農業委員会平成 29 年第 6 回総会を閉会します。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議長

署名人

署名人